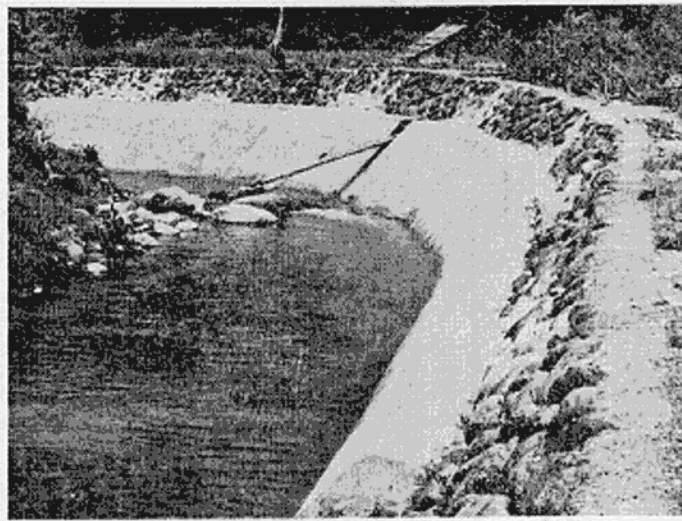


水害復舊工事など 農林関係の事業もすすむ

一連の土木建築関係事業と併行して、経済課農林係の建設事業も数多く進められ、最近完成したものも多い。まず水害復旧関係の事業を見てみよう。

野口志渡淵用水護岸工事
昨年の台風七号は市内にいくたの被害をもたらしたが、この志渡淵用水護岸もそのひとつ。志渡淵川の洪水によつて護岸石積が崩壊し、流失した。この被害を復旧して、松の木内農道のうち十二メートルが欠損流失したのを復旧したもの。工費七十四万四千円、うち県及び市の補助は二十九万二千四百円。二月十七日に着工して三月二十五日に完成した。



復旧した野口志渡淵用水護岸

市単独事業で 農道拡巾

災害復旧事業とは別に、市の単独事業として農道の拡巾工事が行なわれた。これは山久保松の木内から、沼内部落に通じる農道千三百三十四メートル、市四メートルの工事で、拡巾し車道化した。この工事は三十三年に始められた第一期工事に次いで行なわれた第二期

工事で、第二期工事分八百八十四メートル、三月末日に全部完了した。第二期工事の工費は百二十九万九千四百円、うち市は十萬九千四百円、このうち市は十萬九千四百円を補助している。この農道の改良によつてこれまで車の入れなかつた約二十町歩の耕地での作業が、簡単に出来るようになった。

野口機械揚水工事など

県の単独事業

県の単独事業も数多く施行されたが、それをひらべてみると

中小来川久田かんがい排水工事

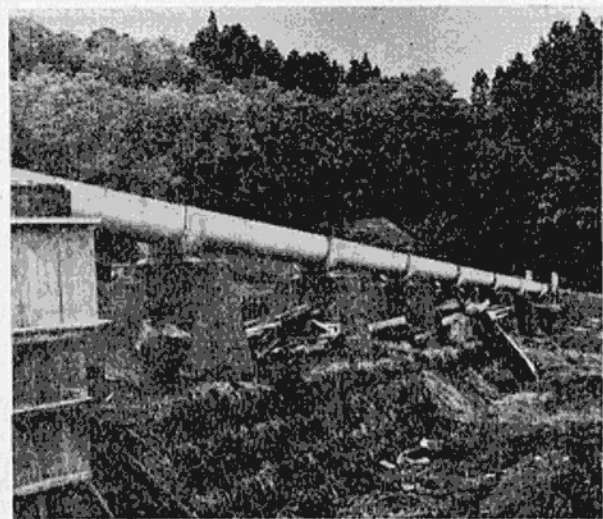
中小来川久田田用水路の改良工事のうち、今年度の事業として、用水路の石積を二百五平方メートルと、排水路十五メートルを作った。

この工事は四月十五日着工、五月十五日に完成したもので、工費は十六万四千円、うち県及び市で六万四千円を補助した。この工事に伴い、この用水路は一応の完成をみたわけ、十町歩にわたる耕地のかんがい水の心配がまったくなくなった。

中界地かんがい排水工事

東小来川中界地々内の用水路の導水路、三百六十七メートルの延長工事で、三月十二日着工、三月末日に完成した。工費は三十四万四千円、うち九万二千五百円が県と市の補助金となつてゐる。この工事の完成による恩恵は四十二石の増収に相当する。

野口機械揚水事業



野口機械揚水送水ポンプ

小来川塩の原頭首工工事
これも昨年の台風七号による黒川洪水の被害で、取入堰左岸六メートル及び取り入れ水路護岸八メートルの欠損、流失の復旧。工費は十九万五千円で、うち県及び市の補助は十六万五千七百五十円。二月十八日着工、三月末日完了した。これによる受益面積は七町歩にも及ぶ。

今年度完成予定の 和の代滝ヶ原林道

和の代滝ヶ原林道は新市町村建設事業の一つとして、最も重要な事業



業であり、合併時からその完成が最も切望されてゐた。この林道は和の代滝ヶ原間五千三百六十二メートルにわたる道路で、昭和二十八年から着工され、今年度完成の予定になつてゐる。すでに完成をみているのは、和の代側千三百七十七メートル。滝ヶ原側二千二百三十九メートルの合計三千六百九十七メートルで、全体の六十七%にあたる。これは林道と市道を含めた数だが、今年度は残りの林道千六百三十三メートルに市道百五十二メートルを開通して、今年度中には完成する予定になつてゐる。

三十五年度に実施する 上水道拡張改良工事

さてこの特集の結びとして、最後に上水道にふれておこう。

四年度の議会の記事に、専決事項として述べたが、今年度は水道施設について、大巾な拡張改良工事が行なわれることになつてゐる。その工事の概略は次のとおりだ。

日光の水道は、昭和二十六年に基本計画をたて、昭和二十九年四月一日通水を開始した。その後、市の発展、給水区域の拡大や数回にわたる台風による、水源地の損傷等によつて、最初の計画どおりには出来ない状態になつてしまつたといえる。

当初計画では、水源地及び浄水場を夫々二ヶ所に求め、二系統の配水区域に区分して、配水を二ヶ所、浄水場を三ヶ所に求め、三系統の配水区域に区分して配水した方が、給水に万全を期し得る。

- I 日光地区
 - (1) 浄水施設の増設
 - (2) 配水施設の増設
- II 細尾地区
 - (1) 清滝地区
 - (a) 取水施設の新設
 - (b) 浄水施設の新設
 - (c) 配水施設の新設
 - (2) 細尾地区
 - (a) 取水施設の新設
 - (b) 浄水施設の新設
 - (c) 配水施設の新設

植林を五千本など スギギキ

日光の総面積の八割が山林だが、森林は経済、治山、観光、治水などの分野で重要な役割をもつ。ことに経済林を増成することは産業資源、基本財産増成の見地から最も切要なものとされてゐる。日光市でも林産改良、代跡地の植栽はもろのん國有地を借用して植栽する部分林は、すでに約二十ヘクタールの植栽を終り、昭和三十五年でも次のように植栽を完了した。

釜ヶ沢(部分林)スギ、ヒノキ、一万四千七百本。野口行川、ヒノキ、三千三百本。和泉行川、ヒノキ、二千三百本。コウズリ沢、ヒノキ、六百本。入電淵スギ、八百本。赤井原入スギ、三千二百本などで合計すると六・七七ヘクタール、二万五千本も植栽したのをはじめ、そのほか野尻に食害されたものの植栽かえり林相整備のため約四十ヘクタールに六千六百本の植栽を行った。

停電

今月の電休日は六月十日、午前九時から十二時三十分まで、消えるのは、湯元と葛蒲ヶ沢。

印鑑條例

今回改正した要旨は、①法人の印鑑取扱い規定が設けられ、日光市に事務所、支店のある民法四十五條の法人代表者及び役員は、印鑑を市役所に届ける場合、法務局(登記所)の印鑑証明書を添えること。②印鑑の届出や証明には原則として本人が市役所に来て申請すること。③個人及法人代表者の印鑑登録及び証明には代理人に委任することが出来るが、委任状が必要で、委任状の保証人は日光市に印鑑届出の申請を二人が署名し、実印を押印すること。④取扱いは、本庁、支所、出張所の所管区域内に属するもので、その届出を受理し、たものに限り取扱う。

寄付

丹勢浄水場敷地から寄付の申し込みがありました。

清滝町二丁目星野弘毅 二〇八九・三平方メートル
清滝町三丁目星野民吉 一〇二〇・四平方メートル
同じく星野七良左門殿 三八二・四平方メートル
清滝町一丁目斎藤新次郎 一五九・二平方メートル

寄付

市立の学校に對して次のとおり寄付があった。

◎小来川中学校図書室用図書三巻(一万八千円)
◎小来川小学校図書室用、同右
◎山久保小学校体育用具鉄棒その他(見銀額五万円)
◎山久保森福三郎殿 ◎貧困児童の給食費未納者に対する補助金三万三千円、日光ロ

- イタリクラブ殿 ◎貧困児童生徒の旅行遠足費補助として現金六千三百円、下鉢石町鈴木勇殿
- ◎清滝小学校音楽教材用としてオルガン(二万円)三台、清滝小学校児童職員一同殿 ◎同右三台、昭和三十四年度清小在校生母會一同殿 ◎同右三台、株式会社別府製材所 ◎同右三台、古河鐵業株式会社日光発電所殿 ◎同右二台、宇都宮市上野楽器店殿 ◎同右以下いずれも一台ずつ。
- 下本町町伊次郎殿、中宮町中藤寺ホテル殿、清滝小学校児童會一同殿、清滝二丁目山本屋運送店殿、清滝二丁目山本屋製菓所殿、同滝元鉄工所殿、同加藤吉吉殿、清滝一丁目斎藤利一郎殿、栃木金屬工業株式會社殿、清滝二丁目渡辺源次殿、昭和十六年清滝小学校常務科並びに昭和十八年清滝小学校高等科卒業生有志一同殿、◎清滝三丁目星野武一殿及び中安戸上沢権一郎殿共同で一台 ◎清滝二丁目野本重男殿及び同後藤勝次殿共同で一台 ◎清滝四丁目四十物京作殿及び清滝一丁目増淵繁太殿及び清滝三丁目斎藤進殿三名共同で一台、◎細尾町乙川繁生殿、同星野武殿、清滝二丁目石塚春吉殿、同石田盛康殿、同沢沢実殿、同山本吉司殿、同高梨正男殿、同土沢勇殿、同手塚安徳殿以上九名共同で二台。(合計三十六台のオルガン寄付)